

別記様式(第8条第1項)

その1

令和7年3月31日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

会 派 名 政 まつりごと

経理責任者名 芝崎 剛介

令和6年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

政務活動費	480,000 円
預金利子等	231 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	120,000	文書通信・燃料代
研 修 費		
広 報 費	127,330	公報紙デザイン・印刷代
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計	247,330	

3 残 額 232,901 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。



領収書等貼付用紙

会派名: 改 まっりごと

(No. / - /)

1	調 査 研 究 費	☒	支 出 年 月 日	令和 年 月 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで
2	研 修 費	☐		
3	広 報 費	☐		
4	広 聴 費	☐		
5	要請・陳情活動費	☐	合 計 支 出 額	120,000 円
6	会 議 費	☐		
7	資 料 作 成 費	☐		
8	資 料 購 入 費	☐		

支出内容

文書通信, 燃燃料代 60,000円 × 2人分 = 120,000円

領収書等貼付欄 (この欄に入らない場合は、別紙に貼付すること)

- ※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
 ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

(会派用)

文書通信費等支払証明書

(令和 6 年度分)

議員名	支払額
宮城そういち	60,000 円
芝崎剛介	60,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

上記のとおり支出したことを証明します。

令和 7 年 3 月 31 日

会派名 政まっりごと

代表者名 宮城そういち

(会派用)

文書通信費等支払申立書

令和 7 年 3 月 31 日

会派代表者 様

議員名 芝崎 剛介

通信費・燃料代について、次のとおり支払ったので申し立てます。

令和 6 年度

【通信費】

4 月	3,000	円
5 月	3,000	円
6 月	3,000	円
7 月	3,000	円
8 月	3,000	円
9 月	3,000	円

10 月	3,000	円
11 月	3,000	円
12 月	3,000	円
1 月	3,000	円
2 月	3,000	円
3 月	3,000	円

【燃料代】

4 月	2,000	円
5 月	2,000	円
6 月	2,000	円
7 月	2,000	円
8 月	2,000	円
9 月	2,000	円

10 月	2,000	円
11 月	2,000	円
12 月	2,000	円
1 月	2,000	円
2 月	2,000	円
3 月	2,000	円

合計 60,000 円

* 電話等通信費は月額 3,000 円 (年額 36,000 円)、燃料代は月額 2,000 円 (年額 24,000 円) を限度とする。

(会派用)

文書通信費等支払申立書

令和 7 年 3 月 31 日

会派代表者 様

議員名 宮城 せいじ

通信費・燃料代について、次のとおり支払ったので申し立てます。

令和 6 年度

【通信費】

4 月	3,000 円
5 月	3,000 円
6 月	3,000 円
7 月	3,000 円
8 月	3,000 円
9 月	3,000 円

10 月	3,000 円
11 月	3,000 円
12 月	3,000 円
1 月	3,000 円
2 月	3,000 円
3 月	3,000 円

【燃料代】

4 月	2,000 円
5 月	2,000 円
6 月	2,000 円
7 月	2,000 円
8 月	2,000 円
9 月	2,000 円

10 月	2,000 円
11 月	2,000 円
12 月	2,000 円
1 月	2,000 円
2 月	2,000 円
3 月	2,000 円

合計 60,000 円

* 電話等通信費は月額 3,000 円（年額 36,000 円）、燃料代は月額 2,000 円（年額 24,000 円）を限度とする。

領収書等貼付用紙

会派名: 政 まっりごと

(No. 3 - 1)

1	調査研究費	☐	支出年月日	令和 7 年 3 月 31 日 から
2	研修費	☐		令和 7 年 3 月 31 日 まで
3	広報費	☒		
4	広聴費	☐		
5	要請・陳情活動費	☐	合計支出額	
6	会議費	☐		
7	資料作成費	☐		
8	資料購入費	☐		

支出内容

公報紙デザイン印刷代 (15,000部)

領収書等貼付欄 (この欄に入らない場合は、別紙に貼付すること)

領 収 証

政 まっりごと

様

No.

登録番号

金 額

¥127,330

但 公報紙デザイン印刷代として

2025年 3 月 31 日 上記正に領収いたしました

【内 訳】

現金	127,330	税 率	%
小切手		金額(税抜税込)	
手 形		消費税額等	
		税 率	%
		金額(税抜税込)	
		消費税額等	

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-16-8-2F

(合) 然美人



- ※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
 ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

政 まつりごと 公報

Vol.01

創刊号

1. プロフィール
2. 一年間を振り返って
3. 代表質問
4. 市政の現場から



私たちは、地方議会が持つべき「二代表制」の意義を重く受け止めています。行政と議会は、住民に選ばれた対等な存在として、緊張感を持って牽制し合い、市政の質を高めるべきです。

しかし四街道市議会では、最大会派による形式的・冗長な一般質問が常態化し、実質的な議論よりも儀礼的な発言が優先されている場面が目立ちます。また、自公民各会派による過度な行政迎合も見受けられ、議会本来の監視機能に疑問を感じています。

本来「質問」とは、市民とともに政策の正当性を問い直す場であるべきですが、要望の羅列に終始する現状は問題です。

私たちは、是々非々の立場から政策ごとに是非を判断し、議会の責務を誠実に果たしてまいります。

**宮城 そういち** (発行責任者)

Tel 090-7000-3620

Mail clubbelt@yahoo.co.jp

四街道市栗山314-54

**芝崎 剛介**

Tel 070-9002-3079

Mail gosukeshibazaki@gmail.com

一年間を振り返って



宮城 そういち

市民の皆さまから納めていただいている大切な税金。「本当に必要なところに使われているのか？」というご意見をこの一年間多くいただきました。

利用状況に見合わない施設の維持費や、検討不足の事業、費用対効果が不透明な外部委託などの問題は、ここ四街道市にまだまだ残っています。

市議として私の役割は、そうした無駄を見直し、市民のためになるかを見極めることです。

限られた財源を、子育て支援や高齢者福祉、防災、教育など、本当に必要な分野に届けるために、予算や事業を一つひとつ丁寧にチェックし提案を行ってまいりました。

市民との対話を大切に、より良い四街道市を目指してまいります。お気軽にご連絡ください。

芝崎 剛介

市議会議員一年目で感じたのは、運営ルールが時代に合っていないという違和感でした。「四街道市議会基本条例」はあるものの、長年見直されておらず、現代の行政や市民感覚とズレが目立ちます。

さらに問題なのは、その状況に疑問を持ち、声を上げる議員がほとんどいないことです。「昔からこうだから」という空気が蔓延し、変化への意欲が感じられない場面も多くなりました。

そんな状況の中でも、私は議会の内外をつなぐ一員として、できることから発信を続けてきました。

今年度は、議会改革や制度の見直しに取り組みながら、若い世代の声を市政に反映させる仕組みづくりにも力を入れていきます。

少しでも、市民にとって身近でわかりやすい議会を目指していきたいと思っています。

市政の現場から 知ってほしい実態

市民の住民票を NHKに渡していた四街道市

NHKの受信料を滞納している方々の住民票について、NHKから四街道市に第三者請求があった場合、NHKが独自に作ったお客様リストの提出のみで住民票を交付していました。その数、令和3年度153件、令和4年度175件、令和5年度200件

住民基本台帳法第12条の3に基づいて、第三者が住民票を取得するには、請求者と対象者との関係や請求理由を裏付ける説明資料の提出が必要であるにも関わらず、今まで四街道市はこれを怠り、NHKのいいなりになって市民の知らないところで市民の住民票を NHKに渡し続けて来たのです。

宮城そういちはこの件を議会で追求し、今後NHKから四街道市に住民票の第三者請求があったとしても、説明資料の提出がない場合、NHKに住民票の交付をしなくなりました。

精神障害における障害者加算の支給ミスについて、四街道市福祉事務所が調査を開始

精神障害における障害者加算の支給ミスについて、現在日本全国多くの福祉事務所で、ケースワーカーのミスによる障害者加算の過大支給が次々と発覚しています。例えば数十年間に及ぶ長い期間で何千万円という額を生活保護受給者に間違えて多く支給し続けていた自治体もあります。

この件について、四街道市は状況を何も把握しておらず、過去に遡って調査をするよう議会で要請してまいりました。

四街道市は令和6年12月議会定例会で、生活保護の適性な実施の観点から過去に遡った調査の必要性を認識しているとの見解を正式に示し、現在調査が開始されています。

市長の「育休」は政治的パフォーマンスではないのか

今年1月、市長は第4子の誕生に伴い約1か月の「育休」を取得したと発表しました。しかしその間も「危機管理や重要案件、外交活動など市長としての職務は果たしていた」と述べています。それは本来の「育児休業」と言えるのでしょうか。実態は“在宅勤務”に近いのではないかという疑問が残ります。

一般職員が育休を取る場合、原則として業務から離れ、給与の支給も制限されます。市長は期間中も職務を継続し、報酬も満額支給されていました。これでは、市民の税金を使った「育休」を政治的アピールに利用したと言われても仕方がありません。

また、“育休中も働くべき”という誤解を広げかねない危険もあります。

私たちは、言葉と行動にズレのない、本質的な施策を求めます。

代表質問 ごみ袋値下・動物愛護・公正な選挙・祭の高齢化



家庭系ごみ処理手数料制度について

令和2年9月から導入された、家庭系ごみ処理手数料制度の導入経緯について伺う。

A 本市は、焼却灰の最終処分を他市の民間最終処分場に依存し、将来にわたり、ごみ減量努力が求められている。平成11年度には市ごみ処理対策委員会から、家庭系ごみ処理手数料制度導入の答申を受け、平成28年策定の一般廃棄物処理基本計画で令和2年度の制度導入を定めた。また、可燃ごみの10%削減を目標とし1ℓあたり1・2円と定め、排出量に応じた公平な費用負担となる制度設計とした。今後も、市民の協力をいただき、ごみの減量・リサイクルを推進していく。



動物愛護について

平成28年度に廃止された、犬猫の不妊手術助成金について、廃止の経緯と今後の見直し予定を伺う。

A 平成24年の動物愛護管理法改正以降、犬猫の殺処分が年々減少し、また、飼い主の責任で不妊去勢手術を受けさせる必要があるとの考え方が社会に浸透してきているため廃止した。殺処分数は当時より更に減少していることなどから助成等の見直しの予定はないが、引き続き様々な機会を通じて不妊去勢手術等、適切な飼い方の周知徹底を図っていく。



公職選挙法違反について

選挙運動期間中、公職選挙法違反とみられる候補者の行為を多数目撃したが、市の認識と今後の対策を伺う。

A 選挙違反等が疑われる通報があった際には、選挙取締機関である四街道警察署に通報を行い、現場での事実確認や対応等を依頼したところである。引き続き四街道警察署と連携し、選挙の適正な管理執行に努め、立候補者に対しては、立候補予定者説明会において選挙運動の注意事項を更に説明するとともに、市民に対しては、引き続き市ホームページ等で選挙違反についての周知を図る。



お祭り再興策について

市内で行われるお祭りの運営が高齢化している現状について、市の認識と今後の対策を伺う。

A 市内各地の祭りを運営する区・自治会における役員の高齢化や担い手不足により、祭りの運営も含め、区・自治会活動の運営が厳しくなっている団体があることは承知している。市としては、区・自治会加入への広報啓発や、運営に対する各種助成金の交付等、側面的な支援を継続的に実施したいと考えている。